

特殊土じょう地帯に係る対策・支援について

【 総務省・農林水産省・林野庁・国土交通省 】

提案の内容

県土の保全と農林業の振興を図るため、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」を延長すること。

【 現状と課題 】

本県は、全域が「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」（以下「特土法」）に基づく特殊土じょう地帯（花崗岩風化土（マサ））の指定を受けている。

「特殊土じょう地帯」とは、雨量が極めて多く、かつ特殊土じょうに覆われているために災害が発生しやすく、農業生産力が低い地帯であり、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定。

特土法においては、特殊土じょう地帯に対し適切な災害防除と農地改良対策を実施することとされており、災害防除等に係る事業について県の財政力に応じた国庫負担率の引上げ措置（後進地嵩上げの特例措置）が講じられている。

この特土法は平成19年3月31日に失効し、平成19年度分からこの引上げ措置が受けられなくなるため、特殊土じょう地帯に位置する本県における事業推進が困難となる。

なお、同法の期限延長に向け、平成18年8月29日に「特殊土じょう地帯対策世話人国会議員懇談会」が設立されたところである。

【 本県の取組状況・方針 】

本県では、この引上げ措置のもとに各種施策を積極的に活用して、適切な県土の保全と農業生産力の向上を図ってきたところであり、平成19年度以降も引き続き取り組んでいくことが必要である。

【 提案要望の効果 】

「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限を延長（5ヵ年）することにより、平成19年度以降も災害防除等に係る事業について国庫負担率の引上げ措置を受けることができ、引き続き安定的に県土の保全や農林業の振興を図ることができる。

法面崩壊状況



特殊土じょう地帯の指定地域

